

大和高田市競争入札参加資格申請事業者 各位

環境建設部 契約監理室長

契約代金から公共料金等の滞納額を差し引くことについて（お知らせ）

このことについて、大和高田市（以下「市」という。）では、平素より公共料金等の滞納の解消に向けた積極的な取組を行っているところであります。市に対する債務（公共料金等の滞納）を有する事業者に対しても、次のような取組を行うこととなりましたので、お知らせします。ご理解の程、宜しくお願いいたします。

市の契約相手となった事業者に公共料金等の滞納が判明した場合、当該事業者に対して支払う契約代金から当該事業者が市に支払うべき公共料金等の滞納額を支払時において差し引き、残額をお支払いいたします。

公共料金等は、直接、市に納入させていただきます。

【契約代金から公共料金等の滞納額を差し引くイメージ】

